（前のページより続き）
○高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件（同一〇三）　一五四
○広域的運営推進機関の財務及び会計に関する省令等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が定める期間を定める件（同一〇四）　一五五
○令和元年国土交通省告示第五百十号の一部を改正する件（国土交通五八二）　一五五
○平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件（同五八三）　一五六
○動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の全部を改正した件（環境五三）　一五七

〔官庁報告〕

官庁事項

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について（農林水産省）　一六一
家畜改良増殖目標の公表について（同）　一七八
鶏の改良増殖目標の公表について（同）　一九一
家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の公表について（同）　一九五
果樹農業の振興を図るための基本方針の公表について（同）　一九七
有機農業の推進に関する基本的な方針の公表について（同）　二一〇

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和元年度令和二年二月分）（財務省）　二四

本号で公布された法令のあらまし

◇令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（内閣府本府）

1　令和元年一〇月一一日から同月二六日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和三年四月三〇日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一五〇号）（経済産業省）

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第六七号）の施行期日は、令和二年五月一五日とすることとした。

◇情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う情報処理の促進に関する法律施行令の規定の整備及び経過措置に関する政令（政令第一五一号）（経済産業省）

1　情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正関係

情報処理システム運用・管理関連保証に係る保険料率を定めることとした。（第一条関係）

2　経過措置

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第六七号）附則第二条の規定により読み替えられた情報処理の促進に関する法律（昭和四五年法律第九〇号）第一五条第二項の政令で定める日は、令和二年一〇月一日とすることとした。（第二条関係）

3　施行期日

この政令は、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一五日）から施行することとした。

◇銀行法等の一部を改正する法律附則第二条第四項の政令で定める日を定める政令（政令第一五二号）（金融庁）

1　銀行法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第四九号）附則第二条第四項の政令で定める日を令和二年五月三一日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一五三号）（財務省）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年法律第六〇号）の施行期日は、令和二年五月八日とすることとした。

◇対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（政令第一五四号）（財務省）

一　対内直接投資等に関する政令の一部改正関係

1　外国投資家の定義として、外国法人等の出資比率が一〇〇分の五〇以上である会社が一〇〇分の五〇以上の議決権を保有する場合に加えて、当該会社又は当該会社の会社法上の子会社が一〇〇分の五〇以上の議決権を保有する場合を追加することとした。（第二条第一項関係）

2　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和元年一一月二九日法律第六〇号。以下「改正法」という。）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下「新法」という。）第二六条第一項第四号に規定する特定組合等について、出資又は役員構成に係る要件を定めることとした。（第二条第三項及び第五項関係）

3　新法第二六条第二項第三号又は同項第四号に規定する対内直接投資等に該当する上場会社等の株式又は議決権の取得について、政令で定める率は一〇〇分の一とすることとした。（第二条第八項及び第一〇項関係）

4　新法第二六条第二項第五号に規定する会社の経営に重要な影響を与える事項として政令で定めるものは、取締役又は監査役の選任に係る一定の議案及び会社法第四六七条第一項第一号に掲げる事業の全部の譲渡等の議案に係るものとすることとした。（第二条第一一項関係）